

五經正義讀解通論（二）

野間 文史

- 五 或可
- 六 今知不然者（知不然者）
- 七 斯不然矣
- 八 必知然者
- 九 其意言（其意謂・其意以爲）

五 或可

みたび前稿（一）第一節の①例である（①）。かしこに見える「今讚」という用法が、実は『五經正義』の最初の書名『五經義讚』に由来するもので、この部分こそが唐人の手に成る文章だ、と見なす清儒劉文淇の説を紹介したわけであるが、その最後部分に「或可初葬之後則可、久則不許」という文章が続いていた。もう一度「今讚」以下を引用してみよう。

今讚曰、雜記、弔含・綵・賵・臨之等、未葬則葦席、既葬則蒲席、是葬後得行。此言「緩」者、禮記後人雜錄、不可與傳同言也。

或可初葬之後則可、久則不許。

今讚にいう、（雜記）では、弔問する際の含・綵・賵・臨の類は、未だ葬っていなければ葦席（あしで編んだ敷物）があり、既に葬れば蒲席（がまだ編んだ敷物）が有るから、これは「葬」の後に言うことができる。（しかるに）いまここで「緩」と言うのは（なぜかといえは）、《禮記》は後人の雜録であつて、伝と同じように論じることができないからである。或いは葬った直後はよくて、久しくなると許されないのかも知れない。

ここに見える「或可」は「或いはべし」と訓読し、「或いはくであるかも知れない」という意味であり、辞書に採録するまでもない用法であろう。しかしこの語は『五經正義』中に常見するものもあり、おおむね疏文が、その依拠した「注」の妥当性を縷々解説にこれつとめた後、別説を追加して述べる際に用いる。したがってこの語に出会うと、その前までの詳細な説明はいつたい何だったのだ、とでも言いたくなり、いささか肩すかしを食らった感じがしない。

もない。思うに『五經正義』が長い時間をかけて、累層的に形成されてきた事実を示すものであろう。

もう一例、『春秋正義』から昭公十二年経「三月、壬申、鄭伯嘉卒」の杜注「五同盟」の疏文を取り上げる。そもそも『春秋』経文に他国の諸侯の「卒」の記事がある場合、杜預はその君が魯国と盟約を交わした回数に記述するのを通例とする。ただその数え方には一貫性が無いようにも見え、隋の劉炫の批判（規過）を受けることとがしばしばあって、『春秋正義』すなわち杜預説を弁護する唐人は、その説明に苦心しなければならぬ。以下の引用文には劉炫の言葉は見えないが、これもその例といえようか。

①左傳注疏 (452a 昭公十二年経)

【經】三月、壬申、鄭伯嘉卒。【注】五同盟。

【疏】注五同盟○正義曰、嘉以襄九年即位、其年盟于戲、十一年于亳城北、十六年于溴梁、二十年于澶淵、二十五年于重丘、二十七年于宋、元年于訖、皆魯・鄭俱在、凡七、云「五」者、杜以其盟既多、故皆據君在盟會而言之、襄二十七年是大夫之盟、元年會讀舊書、二者不數、故爲「五」也。或可轉寫錯誤。

「鄭伯嘉」は（魯の）襄公九年に即位し、その年に戲の地で盟い、十一年には亳城北、十六年には溴梁、二十年には澶淵、二十五年には重丘、二十七年には宋、（魯の昭公）元年には訖でそれぞれ盟っていて、その会盟には魯と鄭とはすべて介在しているから、全部で七回に及ぶのに、ここで（杜預が）「五」というのは（なぜかといえは）、杜預はその盟数が多いところか

ら、すべて君主自身が介在した盟会を数えたもので、襄公二十七年は（諸国の）大夫が盟い、元年の訖の会盟では古い（宋の盟約の際の）文書を読み上げたものであり、この二盟を数えなかったため、「五」と述べたのである。
或いは（この「五」は）転写の際の誤りであるかも知れない。

この疏文の前半では、実際には七回有った盟会を「五同盟」と注した杜預説を弁護しているのであるが、最後はあっさり「転写の際における錯誤」だとする別説を付加している。

ちなみに筆者が『五經正義』中に見える「或可」を通観した印象では、前半の長い説明よりは、むしろ短い或説の方が、実は『正義』の本音ではないかと思われる例が多いようにも思われるのである。

ところで、吉川幸次郎訳『尚書正義』でも、このことについて触れた例があるので、以下に紹介しよう。

②尚書注疏 (1420a・b 酒誥)

【伝】越在內服、百僚庶尹、惟亞惟服宗工。

【注】於在內服、治事百官衆正及次大夫服事尊官、亦不自逸（および）內服に在りては、事を治むる百官衆正、及び次に大夫、事に服して官を尊び、亦た自から逸せず。

○傳於在至自逸○正義曰、畿外有服數、畿内無服數、故爲「服治事」也。言「百官衆正」爲摠之文。但「百官衆正」、除六卿亦有大夫及士、士亦有官首而爲政者。「惟亞」、傳云「次大夫」者、謂雖爲大夫、不爲官首者、亞次官首、故云「亞」。舉大夫尊者爲言、其實士

亦爲亞次之官。必知爲亞兼士者、以此經文上下、更無別見士之文、故知兼之。「惟服宗工」、摠上「百僚庶尹」及「惟亞」、言服治職事尊官之、故亦不自逸。「惟亞」雖不爲官首、亦助上服治政事。**或可**非官首者、服事在上之尊官、亦不自逸。(14-20a・b)

……「惟に服めて工を宗ぶ」とは、上の「百僚庶尹」と「亞のもの」とを総括したのであって、つまり「職務に服して官職を尊重する」ところから、「やはり逸ぼうとしない」。もともと「亞のもの」というような連中は官の頭とはならぬけれども、これも上位のものを助けて「政務に服する」ものである。ともまた官の頭でないものが上位の「高官たちに服事して」、「やはり逸ばない」ということなのか。(全集本9・451頁)

そして吉川訳では、その脚注で「或可」以下の文章について、「この説は伝の服事尊官の読み方が前の説と違うのである。」という説明が施されている(20)。

以下、原文のみであるが、他の『五經正義』の例を挙げる。

③ 禮記注疏 (57-03b 服問)

【伝】傳曰罪多而刑五、喪多而服五。

○「傳曰」、皇氏云「此言傳曰者、即前大傳之篇、則服術有六、不指其人、今各以其人明之」。**或可**「傳曰」者、是舊有成傳、記者引之、則非前大傳篇也。故下云「罪多而刑五、喪多而服五」、記者皆引此舊傳而記之。

この例では、「或可」の前に「皇氏」とあるから、皇侃説を踏まえたうえで、唐人が或説を付加したものであろう。

④ 禮記注疏 (35-26a 少儀)

【疏】國家至常秣○正義曰、此一節明國家靡敝減省之禮。「靡」謂侈靡、「敝」謂凋敝。由君造作侈靡、賦稅煩急、則物凋敝、則改往脩來。**或可**「靡」爲糜、謂財物糜散凋敝、古字通用。(35-26a)

ちなみにこの例文について、『十三經注疏整理本禮記正義』(北京大學出版社 一二三頁)では、傍線部を「則改往脩來或可。靡爲糜、」と句読しているが、もちろん「或可」の用法に気づかぬ誤りである。

⑤ 周禮注疏 (39-2a 輿人)

【疏】注較兩至爲較○釋曰、「較」謂車輿兩相、今人謂之平鬲也。言兩輪謂車相兩旁豎之者。二者既別、而云「較兩輪上出式」者、以其較之兩頭皆置于輪上、二木相附、故據兩較出式而言之。云「兵車自較而下凡五尺五寸」者、以其前文式已崇三尺三寸、更增此隄之半二尺二寸、故爲五尺五寸。按昭十年左氏傳云「陳鮑方睦、遂伐欒・高氏。子良曰、先得公、陳・鮑焉往。遂伐虎門。公卜使王黑以靈姑鉞率、吉、請斷三尺而用之」、彼注云「斷三尺、使至於較、大夫旗至較」。按禮緯「諸侯旗齊軫、大夫齊較軫」。至較五尺五寸、斷三尺得至較者、蓋天子與其臣乘重較之車、諸侯之臣車不重較、故有三尺之較也。**或可**服君誤。

この疏文は本節①の例と同様の構成であり、前半で引用した服虔の『左傳注』が、『周禮』の記述と合わないことについて解説した後、「服君誤」として、あっさりと退けたかに見える②。

⑥儀禮注疏 (50-12a 有司徹)

「疏」注内子至于賓○釋曰、案特性主婦設籩者、士妻卑也。案上尸與主人籩、皆主婦設之。至此祝不使主婦、而使宰夫設籩、故云「祝賤使官可也」。案禮記注「内子卿妻」、引春秋「趙姬請逆叔隗以爲内子」、證卿妻爲「内子」。今此下大夫妻得稱「内子」者、欲見此下大夫妻、於祝不薦籩、兼見上大夫妻亦不薦籩、故變言「内子」也。
或可散文下大夫妻亦得爲「内子」也。云「自宰夫薦至賓羞燔、亦異于賓」者、少牢主婦獻祝亦無籩燔從一事、此有籩燔從者、亦異于賓也④。

この例では、「散文」の用法と併用しているのが注目されるであろう。「或可」は疏文が複雑な考証を経た後に、一転して単純化する方向に進む用法であった。

なお『周易正義』と『毛詩正義』にはその用例が無く、『五經正義』以外では、『穀梁疏』に若干数見出せる。そのうちの一例のみ挙げよう。

⑦穀梁注疏 (序-10b)

「疏」先王至春秋○釋曰、「先王」謂文武。言仲尼脩春秋、貴仁重德、崇道抑邪、弘大先王之道、麟感化而至。杜預解左氏以爲獲麟而作春

秋、今范氏以作春秋然後麟至者、以麟是神靈之物、非聖不臻、故論語云「鳳鳥不至、河不出圖、吾已矣夫」、禮器云「升中於天而鳳皇降、龜龍假」、公羊傳曰「麟有王者則至」、援神契曰「德至鳥獸則麒麟臻」、是非有明王、則五靈不至也。當孔子之世、周室陵遲、天下喪亂、豈有神靈之物無故而自來。明爲仲尼脩春秋、麟應而至也。然則仲尼並脩六藝、何故不致諸瑞者、先儒鄭玄・賈逵之徒以爲、仲尼脩春秋、約之以周禮、脩母致子、故獨得麟也。**或可**仲尼脩六藝、不可五靈俱來、偶然麟應、餘不至也。

六 今知不然者 (知不然者)

前稿(一)第二節で「今刪定知不然者」という表現を取り挙げたが、「刪定」を省略した形が「今知不然者」である。

①左傳注疏 (二-14 閔公元年伝)

【伝】辛廖占之、曰吉。【注】辛廖晉大夫。

「疏」注辛廖晉大夫○正義曰、杜云「辛廖晉大夫」、則以畢萬筮仕、在晉國而筮。劉炫云「若在晉國而筮、何得云『筮仕於晉』」。又辛甲・辛有並是周人、何故辛廖獨爲晉大夫。**今知不然者**、傳以畢萬是畢國子孫、今乃筮仕於晉、言「於晉」以對畢耳、非謂筮時在他國也。案昭十五年傳云「及辛有之二子董之晉。於是乎有董史」、注云「辛有周人、二子適晉爲大史」、則辛氏雖出於周、枝流於晉。劉炫用服氏之說、以爲「畢萬在周、筮仕於晉」、又以「晉國不得有姓辛」、而規杜過、其義非也。

正義に曰く、杜預が「辛廖は晋の大夫なり」と述べていることからすると、畢万が仕えるのを筮したことを、晋国に居て筮したものだと考えたのであろう。しかし劉炫は「もしも晋国に居て筮したものならば、なんで『晋に仕へんことを筮す』ということができようか。また辛甲・辛有はともに周人であるのに、なんで辛廖だけが晋の大夫であろうか」と述べている。

今そうでないことが分かるのは、《伝》は、畢万が（周の分家である）畢の国の子孫であり、今はじめて「晋に仕へんことを筮」したので「於晋」と述べて、「畢」に対比したに過ぎず、筮した時に他国に居たことを述べたのではないからである。

考えるに、昭公十五年伝に「辛有の二子（次子）の董、晋に如く。是に於てか董史有り」といい、注に「辛有は周人、二子は晋に如きて大史と為る」と述べているところからすると、辛氏は周に出自するとはいうものの、晋に枝分かれしたのである。劉炫が服氏の説を採用して、「畢万が周に在つて、晋に仕えんことを筮したもの」だと見なし、「晋国に辛を姓とするものには有りえない」として杜預の過失を規正するけれども、その意味は間違いである。

この例においては、杜預を批判する劉炫、さらにこれを「今知不然者」として反批判すること、「今刪定知不然者」と同様の用法である⑥。ちなみに『春秋正義』中には、右の例を含めて全部で四二例見出し得るように、その数は「今刪定知不然者」よりもはるかに多い。

ただこの用法は他の『五經正義』中にはほとんど見られず、わずかに『穀梁傳疏』に二例見出すばかりである。該当部分のみを以下に引用する。

② 穀梁傳疏（2108）隱公五年

九月至之宮○釋曰、……公羊・左氏、妾子爲君、其母得同夫人之禮。

今穀梁知不然者、喪服記云「公子爲其母練冠麻衣緌緣、既葬、除之」、傳曰「何以不在五服之中也。君之所不服、子亦不敢服也」、鄭玄云「公子、君之庶子」、是貴賤之序、嫡庶全別、安得庶子爲君、即同嫡夫人乎。故穀梁子以爲「於子祭、於孫止」。

③ 穀梁傳疏（2108）文公十一年

「疏」曰古至諱也○釋曰、或以春秋本自不應書經、何諱之有。穀梁以「不重創」爲諱、其理非也。今知不然者、以長狄兄弟更害中國、禍害爲深、得臣能立功於一時、而標名於萬代、其庸大矣。若其不諱、何以不書。且晉獲潞子、尚書於經、魯獲長狄、棄而不錄、詳内略外之義、豈其然哉。知「内諱」之言、爲得其實也。

さて『春秋正義』中の四二例の「今知不然者」は劉炫説批判が全てであり、そしてこの中には、劉炫が服虔説を踏まえたもの三例を含んでいる。「今知不然者」が『春秋正義』に特徴的な表現であるとする、「春秋正義」が基づいた劉炫『春秋述議』が、それだけ杜預注に批判的であったことによるものではなからうか。

また、この「今知不然者」の「今」字を省略して「知不然者」という表現を取る場合があり、『春秋正義』中には一〇例見える。原文のみであるが、一例挙げる。

①左傳注疏 (95-03b04a 桓公十一年經)

【伝】二年、春、王正月、戊申、宋督弑其君與夷及其大夫孔父

【注】稱督以弑、罪在督也。孔父稱名者、内不能治其闔門、外取怨

於民、身死而禍及其君（督と稱して以て弑するは、罪督に在ればなり。孔父に名を稱するは、内は其の闔門を治むる能はず、外は怨を民に取り、身は死して禍をば其の君に及ばせばなり）。

注稱督至其君○正義曰、宣四年傳例曰「弑君稱君、君無道也。稱臣臣之罪也」、故知「稱督以弑罪在督也」。……杜既以「孔父」爲名、因論爲罪之狀。「内不能治其闔門」、使妻行於路、令華督見之。「外取怨於民」、使君數攻戰、而國人恨之。「身死而禍及其君」、故書名以罪孔父也。釋例曰「……」、是以孔父行無可善、書名罪之也。案公羊・穀梁及先儒皆以善孔父而書字。知不然者、案「宋人殺其大夫司馬」、傳稱「握節以死、故書其官」。又「宋人殺其大夫」、傳以爲無罪不書名。今孔父之死、傳無善事、故杜氏之意、以父爲名。言若齊侯

祿父、宋公茲父之等、父既是名、孔則爲氏。猶仇牧・荀息被殺、皆書名氏。蓋孔父先世以孔爲氏、故傳云「督攻孔氏也」。婦人之出、禮必鄭蔽其面。孔父妻行、令人見其色美、是「不能治其闔門」。又殤公之好攻戰、孔父須伏死而爭、乃從君之非、是「取怨於百姓」。事由孔父、遂禍及其君、似公子比劫立加弑君之罪。杜君積累其惡、故以書名責之。劉君不達此旨、妄爲規過非也。

この例も、劉炫が『公羊伝』・『穀梁伝』の主張を踏まえて杜預を批判したものを、唐人が再批判したものである。

そして「知不然者」という表現は『尚書正義』に四例、『毛詩正義』に一〇例、『禮記正義』に一例、そして『穀梁伝疏』に一例見出せる。以下それぞれ一例のみ引用しよう。

⑤尚書正義 (19-31a 呂刑)

○傳一人至權宜○正義曰、「一人有二罪、則之重而輕并數」者、謂若一人有二罪、則應兩罪俱治。今惟斷獄以重條、而輕者不更別數、與重并數爲一。劉君以爲「上刑適輕、下刑適重、皆以爲一人有二罪。上刑適輕者、若今律重罪應贖、輕罪應居作官當者、以居作官當爲重、是爲上刑適輕。下刑適重者、謂若二者俱是贓罪、罪從重科、輕贓亦備、是爲而輕并數也」。知不然者、案經既言「下刑適重、上服」、則是重上服而已、何得爲輕贓亦備。又今律云「重罪應贖、輕重應居作官當者、以居作官當爲重」者、此即是下刑適重之條、而以爲上刑適輕之例、實爲未允。且孔傳下經始云「一人有二罪」、則上經所云、非一人有二罪者也。劉君妄爲其說、故今不從。

⑥毛詩正義 (16-1-04a 大雅・文王)

○傳受命至周邦○正義曰、……又案三統之術、魯隱公元年、歲在己未、其年前惠公之末年、歲在戊午。計文王受命、是戊午之年。下至惠公末年、六復戊午、當三百六十年矣。而維師謀注云「數文王受命、至魯公末年、三百六十五歲、又餘五年」者、本唯云「三百六十」耳。

學者多聞周天三百六十五度、因誤而加。徧校諸本、則無「五」字也。或以爲「文王再受天命、入戊午節二十四年受洛書、二十九年受丹書」。若如此說、於易緯之文、上下符合、於中候之注年數又同。必知不然者、以讖緯所言、文王之事最爲詳悉、若赤鳥之外、別有洛命、則應有文言之、今未有聞焉、明其無也。所論圖書、莫過中候、而我應及雒師謀、皆說文王之事、只言赤雀丹書、不言更有所命詳。檢諸緯、其辭亦然。

⑦ 禮記正義 (21.17a 禮運)

○「薦其燔炙」者、謂燔肉炙肝。案特性禮、主人獻尸、賓長以肝從、主婦獻尸、賓長以燔從、則此君薦之用炙也。夫人薦用燔」是也。皇氏云「燔謂薦孰之時、炳蕭合馨馨」。知不然者、案詩楚茨云「或燔或炙」、鄭云「燔燔肉也。炙肝炙也」、則知此燔炙亦然、皇說非也。君與夫人交獻、第一君獻、第二夫人獻、第三君獻、第四夫人獻、是君與夫人交錯而獻也。

⑧ 穀梁傳疏 (01.01a 隱公第一)

「疏」春秋至第一〇釋曰、「春秋」者此書之大名。傳之解經、隨條即釋、故冠大名於上也。名曰「春秋」者、以史官編年記事、年有四時之序、春先於夏、秋先於冬、故舉「春秋」二字、以包之。賈逵云「取法陰陽之中」。知不然者、以孝經云「春秋祭祀、以時思之」、豈是取法陰陽之中、故知非也。

右の挙例のうち、⑦の「皇氏」は梁の皇侃であるが、⑤の「劉君」

は隋の劉焯・劉炫のいずれか不明である⑥。しかし『尚書正義』が二劉の『尚書述議』を、そして『禮記正義』が皇侃の『禮記義疏』をそれぞれ稿本にしているのは周知のことであろう。「知不然者」という表現は、旧疏を批判する唐人『正義』の文章である場合が多いようである。

七 斯不然矣

上節「知不然者」と類似したものに「斯不然矣」という表現も『五經正義』中には少なからず見出せる。

① 春秋正義 (02.19a. b 隱公二年伝)

「伝」書曰、鄭伯克段于鄆、段不弟、故不言弟。如二君、故曰克。稱鄭伯、譏失教也。謂之鄭志。不言出奔、難之也。

「注」傳言夫子作春秋、改舊史以明義、不早爲之所、而養成其惡、故曰失教。段實出奔、而以克爲文、明鄭伯志在於殺、難言其奔。「傳は夫子春秋を作るに、舊史を改めて以て義を明らかにするを言ふ。早く之が所を爲さずして、其の惡を養成す、故に「失教」と曰ふ。段は實に出奔するに、而も「克」を以て文を爲すは、鄭伯の志は殺に在りて、其の奔と言ふを難しとするを明らかにす」。

注傳言至其奔〇正義曰、經皆孔子所書、此事特言「書曰」、必是舊文不然。夫子始然、故知傳之此辭、「言夫子作春秋、改舊史以明義」也。「克」者戰勝獲賊之名。公伐諸鄆、段即奔共、既不交戰、亦不獲段、段實出奔而以「克」爲文者、此非夫子之心、謂是鄭伯本志不

欲言其出奔、難言其奔、志在於殺、故夫子承其本志而書「克」也。鄭伯之於段也、以其母所鍾愛、順母私情、分之大邑、恣其榮寵、實無殺心。但大叔無義、恃寵驕盈、若微加裁貶、則恐傷母意。故祭仲欲早爲之所、子封請往除之、公皆不許、是其無殺心也。言「必自斃」、「厚將崩」者、止謂自損其身、不言惡其能害國。及其謀欲襲鄭、禍將逼身、自念友愛之深、遂起切心之恨、由是「志在必殺、難言出奔」。此時始有殺心、往前則無殺意。傳稱「公曰、姜氏欲之、焉辟害」、詩序曰「不勝其母、以害其弟」、經曰「父母之言、亦可畏也」、是迫於母命、不得裁之、非欲待其惡成、乃加誅戮也。服虔云「公本欲養成其惡而加誅、使不得生出、此鄭伯之志意也」、言鄭伯本有殺意、故爲養成其惡、**斯不然矣**。傳曰「稱鄭伯、譏失教也」、止責鄭伯失於教誨之道、不謂鄭伯元有殺害之心。若從本以來即謀殺害、乃是故相屠滅、何止失教之有。且君之討臣、遏其萌漸、惡雖未就、足得誅之、何須待其惡成、方始殺害。服言本意欲殺、乃是誣鄭伯也。劉炫云「以『克』爲文、非其實狀、故傳解之、『謂之鄭志』」。言仲尼之意、書『克』者謂是鄭伯本志也。注又申解傳意、言「鄭伯志在於殺」、心欲其克、『難言其奔』、故仲尼書『克』不書『奔』、如鄭伯之志爲文、所以惡鄭伯也」。

正義に曰く、経文はすべて孔子の書いたものなのに、この事件について特に「書して曰く」というからには、きつと旧文がそうではなかったが、夫子が始めて改めてそうしたので、伝文のこの表現は、「夫子《春秋》を作るに、旧史を改めて以て義を明らかにするを言」ったものだということが分かる。

「克」とは、戦いに勝ち賊を獲えるという意味。鄭公が段を鄭

の町に伐ち、段はすぐさま共に出奔したのだから、交戦したのではないうえに、段を獲えたものでもなく、段は実際は出奔したのに「克」と表現したのは（なぜかといえど）、これは夫子の考えではなく、鄭伯の本心が「出奔」と言うのを欲しなかったもので、「其の奔を言ふを難し」とし、（鄭伯の）「志は殺に在」るので、夫子は鄭伯の本心を承けて「克」と書いたという意味である。

鄭伯の段に対する態度は、母が段を溺愛するので、母の私情に順い、これに大邑を分け与え、その寵愛をほしのままにさせたもので、実際に殺そうとする気持ちは無かった。ところが大叔（段）は道義心が無く、寵愛を恃んで驕盈（おこってほしいまま）であつたが、もしひそかに裁きを加えようとすると、母の気持ちに傷つけることを恐れた。そのため祭仲が「早く之れが所を為さんと欲」したのであり、子封が「往きて之れを除かんことを請」うたけれども、鄭公がすべて許さなかつたのは、（鄭伯に）殺す気持ちは無かつたからである。「必ず自ら斃れん」とか、「厚ければ將に崩れんとす」というのは、ただ段みずからがその身を損なうであろうことを述べただけで、その悪業が国を害（そこな）いうることを述べたのではない。段が謀って鄭を襲撃しようとし、禍いが身に迫ろうとするに及んで、みずから深く親愛の情を思うたが、そのまま痛切なる恨みの気持ちを起こし、これによって、「志は必殺に在りて、出奔を言ふを難し」としたのである。（つまり）この時に始めて殺意をいだいたのだから、それ以前に殺意はなかつた。

伝に「公曰く、姜氏之れを欲す。焉くんぞ害を辟けん」と称し、また《詩》序「鄭風・將仲子」に「其の母に勝へず、以て其の弟を害す」といい、その本文に「父母の言、亦た畏る可きなり」と述べていることからすれば、母の命に迫られて弟を裁くことができなかつたのであり、その悪業の成るのを待たうえて、そこで誅戮を加えようとしたものではない。

（しかるに）服虔は、

公はもともと彼の悪を養成して誅を加え、生きたままで出奔することができないようにしようとした。これが鄭伯の意志である。

と述べている。つまり鄭伯にもともと殺意が有つたので、その悪を養成したと解しているわけであるが、しかしこれは決してそうではない。伝に「鄭伯を称するは、教を失ふを譏るなり」と言うのは、ただ鄭伯が教誨の道を失つたことを責めるだけで、鄭伯に元來殺害しようとする心が有つたことをいうものではない。もしも本から殺害しようとして謀つていたのならば、これこそことさらに殺し合うことであり、なんで「失教」だけに止まるであらうか。しかも君が臣下を討ずるのは、その萌漸（めばえきざす）するのを止め、悪事が未だ生じていなくとも、これを誅することができるのだから、どうして悪事が成るのを待って、そこではじめて殺害する必要があるのか。服虔が「もともとから殺そうとした」というのは、かえって鄭伯を誣（し）るものである。

劉炫の説。「克」という表現はその実状を述べたものではない

ので、伝がこれを解説して、「之れを鄭志と謂ふ」といったものの。仲尼の意図では、「克」と書いたのが鄭伯の本志である、という意味である。注がかさねて伝の意を解説して、「鄭伯の志は殺に在り」と言うのは、心から克つことを欲し、「其の奔を言ふを難し」としたため、仲尼は「克」と書いて、「奔」と書かず、鄭伯の意志であるかのように表現したのであり、これは鄭伯をにくむ所以でもある。

隠公元年の有名な「鄭伯克段于鄆」条の疏文である。服虔は、鄭伯にもともと弟殺害の意志があつたものと見なし、杜預もその説に従っているように思われるのであるが、疏文では、最終的には殺意を生じさせたものの、それまで弟の要求のままに従つたのは母親の意志を尊重したからであつて、元來殺意は無かつたと主張している。そしてこれは恐らく劉炫説であらう。

ところでこの「斯不然矣」の用例については、『毛詩正義』で多用されているのが注目される。そしてさらに特徴的なことは、それらが晉・孫毓『毛詩異同評』批判の冒頭に冠せられていることである。以下、原文のみで、しかも該当する部分のみを挙げる。

② 毛詩正義 (043・10) 鄭風・山有扶蘇

孫毓難鄭云「……」…以箋爲自相違戾、斯不然矣。……

③ 毛詩正義 (05-103b・04a 齊譜)

孫毓以爲「……」、斯不然矣。……昭暫若此、復何所疑。……

④ 毛詩正義 (05-110) 齊風・著

孫毓云「……」…以毛・王爲長、**斯不然矣**。……………即如王肅之言、……

⑤毛詩正義(06-1-11a)唐風・椒聊

孫毓云「……」、**斯不然矣**。……………即如毓言、桓叔罪多矣。詩人何得稱其碩大且篤、能修其政乎。自桓叔別封於沃、自是鄰國相陵、安得責其不臣。

⑥毛詩正義(08-1-11b)豳風・七月

孫毓云「……殆非作者之本旨」、**斯不然矣**。……………

⑦毛詩正義(08-3-02a)豳風・破斧

孫毓云「……」、**斯不然矣**。……………復何爲也。……………豈待殺害王身、然後爲損傷也。

⑧毛詩正義(14-1-10b-11a)小雅・甫田

王肅云「……」、王肅又云「……」、孫毓云「……」、皆以鄭說爲短、**斯不然矣**。……………

⑨毛詩正義(04-03a)大雅・皇矣

故王肅云「……」、其奏云「……」。傳意當然也。……………以此知毛氏之意…從之謀謂未叛時也。孫毓云「……」。或以毓言爲毛義、**斯不然矣**。……………

孫毓『毛詩異同評』については、陸徳明『經典釋文』敘録に「晉豫州刺史孫毓爲詩評、評毛・鄭・王肅三家異同、朋於王」と説明するよ様に、王肅に左袒する場合が多く、ために鄭玄を祖述する『毛詩正義』は反批判の論陣を張らざるを得ないわけである。つまり右の諸例は『五經正義』の「疏不破注」という立場を示したものであ

る(⑦)。

以上、「斯不然矣」という表現は『毛詩正義』に最も多く、全部で一六例、『春秋正義』に五例、そして『尚書正義』に二例(⑧)見出せるが、他の『九經疏』中には見えず、かえって劉炫『孝經述議』中に四例(⑨)見えることからすると、あるいは劉炫『五經述議』に特徴的な表現であったかも知れない。

いずれにしても、「今知不然者」といい、「斯不然矣」という表現は、『五經正義』の重層性や「疏不破注」という性格を示す表記と言えるであろう。

八 必知然者

上記両節に取り挙げた「今知不然者」・「斯不然矣」は、依拠した「注」を批判する或説に対し、『五經正義』が「注」を弁護して或説を再批判の論陣を張る際、その冒頭に述べる慣用句のごとき表現であった。

これに対して本節で取り挙げるのは、右の例とは異なり、直接的に「注」の主張の妥当性を説明する際に用いる表現「必知然者」である。

①春秋正義(02-23b-24a)隠公元年伝

【伝】弔生不及哀

【注】諸侯已上、既葬則縗麻除、無哭位、諒闇終喪。「諸侯已上は、既に葬れば則ち縗麻は除き、哭位無く、諒闇して喪を終ぐ。」

注諸侯至終喪○正義曰、昭十五年傳稱「穆后崩、王既葬、除喪。叔向曰、三年之喪、雖貴遂服、禮也」、杜云「天子諸侯除喪、當在卒哭。今王既葬而除、故譏其不遂也」。

案僖三十三年傳云「卒哭而耐」、杜云「既葬反虞則免喪、故曰卒哭。哭止也」。如杜此言、則卒哭與葬相去非遠、同在一月。儀禮「士三虞」、則天子諸侯皆同於此。**必知然者**、以卒哭是葬之餘事、共在一月之中、故杜云「既葬則衰麻除」。

或云、既葬卒哭衰麻除、以其相近故也。若據雜記云「諸侯五月而葬、七月而卒哭」、中間既除、或有國事、稱號云何。是知葬與卒哭相連、間無事也。

然雜記云「諸侯五月而葬、七月而卒哭」者、案釋例曰「禮記後人所作、不與春秋同」、是杜所不用也。

「既葬除喪」、唯杜有此說。正以春秋之例、皆既葬成君、明葬是人君之大節也。

正義に曰く、昭公十五年伝に「穆后崩す。王既に葬り、喪を除く。叔向曰く、三年の喪は、貴しと雖ども服を遂ぐるは禮なり」と稱しており、杜(預)は「天子・諸侯は喪を除けば、當に卒哭に在るべし。今王は既に葬りて除く、故に其の遂げざるを譏るなり」と述べている。

調べてみるに、僖公二十三年伝の「卒哭して耐す」の杜注に、「既に葬りて反虞すれば、則ち喪を免る、故に卒哭と曰ふ。哭止むなり」と述べている。杜(預)のこの言葉からすると、卒哭と葬(埋葬)とはあまり離れてはいないで、同じ一月中にある。《儀禮(士虞礼)》では「士は三虞」であるから、天子・諸侯

もみなこれに同様にする。必ずそうだと分かるのは、「卒哭」は葬儀の余事であり、ともに一月中にあるので、杜(預)は「既に葬れば則ち衰麻除く」と述べたのである。

或説では、既に葬り卒哭して衰麻が除かれるのは、それらが相い接近しているからだ、と述べる。

もしも《雜記》に「諸侯は五月にして葬り、七月にして卒哭す」という記述によるなら、中間(に二ヶ月)があつて離れている。

(しかしその間に) 国の大事が有れば、それを何と呼ぶのであろうか。このことから葬と卒哭は相連なっており、その間には何事も無いことが分かる。

そうだとすれば、《雜記》に「諸侯は五月にして葬り、七月にして卒哭す」というのは(なぜかといえは)、調べてみるに、《釋例》に「《禮記》は後人の作る所なれば、《春秋》と同じからず」と述べている。つまり杜(預)が採用しなかつたのである。

「既に葬れば喪を除く」とは、(実は)ただ杜(預)だけがこの説を主張している。まさしく《春秋》の例で、すべて葬つたあとに(新たな)君と成つているところからすれば、明らかに「葬」は人君の大節である。

注の「諒闇終喪」とは、後世しばしば問題とされる杜預の「心喪三年」説であるが、ここではそれをさておき、この疏文では杜預が「卒哭」と「埋葬」とが同じ一月中にある見なす理由を説明し、『禮記』雜記篇との齟齬を、『釋例』の「禮記は後人の作る所なれば、《春秋》と同じからず」を引用して退けているものである。

この他に『春秋正義』中には二例見出せる。以下に原文のみであるが引用しよう。

●春秋正義 (23-21b 宣公十一年伝)

【伝】故使子孫無忘其章。

【注】著之篇章、使子孫不忘。

注著之至不忘○正義曰、杜以「不忘其章」、謂子孫不忘上四篇之詩、

故云「著之篇章、使子孫不忘」。必知然者、以文承「武王克商、作

頌」之後、文連四篇詩義、故以爲「著之篇章」。

劉炫云「能有七德、故子孫不忘章明功業」、橫取下文「京觀」爲無

忘其章明武功、以規杜失、非也。

●春秋正義 (41-29a-b 昭公元年伝)

【伝】十一月、己酉、公子圍至入問王疾、縊而弑之。

【注】縊絞也。孫卿曰以冠纓絞之。長歷推、己酉十二月六日。經傳

皆言十一月、月誤也。

注縊絞至誤也○正義曰、「孫卿」姓荀、名説。著書一部名荀卿子。

漢宣帝諱詢、故轉爲「孫」也。下有「十二月甲辰朔」、甲辰後五日

得己酉、故杜以長歷推、己酉是十二月六日、而此鄭敖之卒、經傳皆

云「十一月己酉」、杜謂「十一月誤」者、止謂十一月不得有己酉、

以己酉爲誤、十一月非誤也。必知然者、若以爲「十二月己酉」、則

六日己酉、子干奔晉、至晉猶見趙孟、七日庚戌、趙孟卒、便是日相

切迫、無相見之理、故知「十一月」爲是、「己酉」爲誤。

劉炫以爲「杜云誤者、以十一月爲誤。當云十二月」而規杜氏、非也。

劉炫規云「杜言十一月誤、當爲十二月。案下文趙孟庚戌卒、彼是鄭敖今日死、趙孟明日卒、則子干奔晉、不得見趙孟、而議其祿、故謂十一月是、己酉字誤也」。

これらはいずれも『春秋正義』が依拠した「注」すなわち杜預説の妥当性を説明する文章の冒頭に冠せられた用法である。

他の『五經正義』では、『尚書正義』に二例、『毛詩正義』に二例、『禮記正義』に二例、そして『公羊疏』に一例見出せる。『禮記正義』にその用例が多いが、今、それぞれ原文のみ一例ずつ挙げる。

●尚書正義 (03-10b-11a 舜典)

傳東岳至子男○正義曰、四時各至其方岳、望祭其方岳山川、故云「東

岳諸侯境内名山大川如其秩次望祭之」也。言秩次而祭、知偏於羣神、

故云「五岳牲禮視三公、四瀆視諸侯、其餘視伯子男」也。其尊卑所

視、王制及書傳之文、「牲禮」二字、孔增之也。諸侯五等、三公爲

上等、諸侯爲中等、伯子男爲下等、則所言「諸侯」惟謂侯爵者耳。

其言所視、蓋視其祭祀。祭五岳如祭三公之禮、祭四瀆如祭諸侯之禮、

祭山川如祭伯子男之禮。公侯伯子男尊卑既有等級、其祭禮必不同。

但古典亡滅、不可復知。鄭玄注書傳云「所視者謂其牲幣黍盛籩豆爵

獻之數」。案五等諸侯適天子、皆膳用太牢、禮諸侯祭皆用太牢、無

上下之別。又大行人云「上公九獻、侯伯七獻、子男五獻」。掌客「上

公饗餼九牢、殮五牢、侯伯饗餼七牢、殮四牢、子男饗餼五牢、殮三

牢。又上公豆四十、侯伯三十二、子男二十四、並伯與侯同。又鄭注

禮器「四望」「五獻」、據此諸文、與孔傳・王制不同者、掌客人人自是周法、孔與王制先代之禮。**必知然者**、以周禮侯與伯同、公羊及左氏傳皆以公爲上、伯子男爲下、是其異也。

⑤ 毛詩正義 (143-07b 小雅・賓之初筵)

箋射夫至之功○正義曰……今此箋云「既比衆耦乃誘射、射者乃登堂而射、各奏其發矢中的之功」、言「比衆耦」文在「誘射」之上、「誘射」之下始云「登堂而射」、故知衆耦非如大射之衆耦也。**必知然者**、射以正耦爲主、故禮定其尊卑之數、其餘衆耦纔末而已。鄭何當合其正耦而言及衆乎。正以六耦非一、故稱「衆」也。言「誘射」者、大射注云「誘教也。夫子循循然善誘人」。

⑥ 禮記正義 (12-13b-14a 王制)

天子至於寢○正義曰、此一節明天子以下立廟多少不同之事。各隨文解之。○注此周至而已○正義曰、鄭氏之意、天子立七廟唯謂周也。**鄭必知然者**、按禮緯稽命徵云……鄭據此爲說、故謂七廟周制也。

⑦ 公羊疏 (26-17b 定公十五年傳)

注据魯至正也○解云、即成十七年傳云「然則郊曷用、郊用正月上辛」、何氏云「魯郊博卜春三月、言正月者、因見百王正所當用也」。傳三十一一年注云「武王既没、成王幼小、周公居攝、行天子事、制禮作樂、致太平、有王功。周公薨、成王以王禮葬之、命魯使郊以彰周公之德、非正、故上三卜吉則用之、不吉則免牲」者、是其魯郊博卜春三正之義也。**何氏必知然者**、正以哀元年穀梁傳云「郊自正月至于三月、

郊之時、夏四月郊、不時、五月郊、不時」之文也。

八 其意言（其意謂・其意以爲）

前節の「必知然者」は、『五經正義』が依拠した「注」の妥当性を説明する疏文の冒頭に置かれる表現であったが、本節ではこれと関連して、以下に「其意言」という用法を取り挙げる。

ただ、「必知然者」がおおむね依拠した「注」を意識した表現であるのに対し、「其意言」は、特に「注」に限定することなく、広く『五經正義』が引用した文献の意味をかいつまんで説明したり、敷衍して述べる際、その発端に用いる表現である。後掲の表からも分かるように、『春秋正義』に多く見られるが、ここでは一例のみ挙げよう。桓公二年伝の条である。

① 左傳注疏 (05-07a 桓公二年伝)

【伝】以部大鼎路公。

【注】部國所造器也、故繫名於部。濟陰成武縣東有北部城〔部國の造る所の器なり、故に名を部に繫く。濟陰成武縣の東に北部城有り。〕

「疏」注部國至部城○正義曰、穀梁傳曰「部鼎者部之所爲也。孔子曰、從主人、故曰部大鼎也」、公羊傳曰「器從名、地從主人」。其意言器從本主之名、地從後屬主人、是知「部國所造、故繫名於部」。劉君難杜注「部國濟陰成武縣東南有北部城」、「部宋邑濟陰成武縣東南有部城」、「俱是成武縣東南、相去不遠、何得所爲部國、所爲宋邑」。劉以南部・北部、並宋邑、別有部國、以規杜氏。知不然者、以許田・許

國相去非遙、則郟國・郟邑、何妨相近。且杜言「有」者、皆是疑辭、何得執杜之疑、以規其過。如劉所解、郟國竟在何處。

正義に曰く、《穀梁伝》に「郟鼎は郟の爲る所なり。孔子曰く、名は主人に従ふ、と。故に郟の大鼎と曰ふ」と述べ、《公羊伝》に「器は名に従ひ、地は主人に従ふ」と述べている。その意味するところは、器物はもとの持主の名に従い、土地は後に属する主人の名に従う、ということだから、「郟國の造る所なるが故に名を郟に繋ぐ」るものであることが分かる。

劉君は杜注に「郟國、濟陰成武縣東南に北郟城有り」、「郟は宋の邑、濟陰成武縣の東南に郟城有り」というのを非難して、「ともに成武縣の東南であり、たがいに去ることあまり遠くないのに、なんで作ったのが郟國であつたり、宋國であつたりするであろうか」と述べている。つまり劉炫は南部・北郟ともに宋邑で、さらに別に郟國が有るとして、杜氏を規正するのである。

そうでないことが分かるのは、許田と許國とが相い隔たることあまり遠くないことからすれば、郟國と郟邑とについても、なんで近いということが妨げとならうか。しかも杜預が「有」というのは、すべて疑問の表現であり、なんで杜預の疑問を捉えてその過誤を規正することができようか。劉炫の解釈のとおりだとすれば、郟國はいったい何処に有るといふのだらう。

ここでは『穀梁伝』『公羊伝』を引用した後、その意味を要約して述べていることが了解できる。

以下、『周易正義』『尚書正義』『毛詩正義』からそれぞれ一例づつ挙げておく。

②周易正義(24-36)益・大象伝)

【伝】象曰、風雷益。君子以見善則遷、有過則改。

【注】遷善改過、益莫大焉。「善に遷り過を改むる、益焉れより大なるは莫し。」

【疏】正義曰、子夏傳云「雷以動之、風以散之、萬物皆盈」、孟僖亦與此同。其意言必須雷動於前、風散於後、然後萬物皆益。如二月啟蟄之後、風以長物、八月收聲之後、風以殘物。風之爲益、其在雷後、故曰「風雷益」也。「遷」謂遷徙慕尚、「改」謂改更懲止。「遷善改過、益莫大焉」、故君子求益、「以見善則遷、有過則改」也。六子之中、並有益物、猶取雷風」者。何晏云「取其最長可久之義也」。

ここでは『子夏易伝』と孟喜説が一致することを述べて、その意味を敷衍した説明がなされている。ちなみに『十三經注疏整理本周易正義』(北京大学出版社 二〇七頁)・『十三經注疏分斷標點周易正義』(新文豐 三五六頁)では、いずれもこの部分を「孟僖亦與此同其意。言必須雷動於前、風散於後、然後萬物皆益」と句読しているが、おそらくは誤りであらう。

③尚書正義(04-24b)皐陶謨)

【伝】皐陶曰、予未有知思、日贊贊襄哉。

【注】言我未有所知、未能思致於善、徒亦贊奏上古行事而言之。因

禹美之、承以謙辭。言之序。（言ふところは我れ未だ知る所有らず、未だ思ひて善に致す能はず、徒らに亦た上古の行事を贊奏して之れを言ふ。禹の之れを美するに因りて、承くるに謙辭を以てす。言の序なり。）

「疏」傳言我至之序○正義曰、皐陶自言「可致行」、禹言「致可績」、此承而爲謙、知其自言未有所知、未能思致於善也。「思」字屬上句。王肅云「贊贊猶贊奏也」、顧氏云「襄上也」、謂贊奏上古行事而言之也。經云「曰」者謂我上之所言也。傳不訓「襄」爲「上」、已從襄陵而釋之、故二劉並以「襄」爲「因」。若必爲「因」、孔傳無容不訓。**其意言**進習上古行事、因贊成其辭而言之也。傳雖不訓「襄」字、其義當如王說。皐陶慮忽之、自云「言順可行」、因禹美之、即承謙辭、一揚一抑、言之次序也。鄭玄云「贊明也。襄之言暢、言我未有所知所思、徒贊明帝德、暢我忠言而已、謙也」⑩。

ここでも『十三經注疏整理本尚書正義』（北京大学出版社 一三二頁）は以下のように誤った句読を施しており、また阮刻本の誤刻にそのまま従っている（「顯氏」↓「顧氏」）。また『十三經注疏分斷標點周易正義』（新文豐 一七〇頁）では誤刻は訂正されているものの、句読は同様に誤っている。

故二劉並以「襄」爲因、若必爲因、孔傳無容不訓其意。言進習上古行事、因贊成其辭而言之也。

⑩毛詩正義（詩譜序 3a/b）

【譜】至於大王・王季克堪顧天。

「疏」○正義曰、此尚書多方說天以紂惡、更求人主之意、云「天惟求爾多方、大動以威、開厥顧天。惟爾多方、罔堪顧之。惟我周王、克堪用德、惟典神天」、注云「顧由視念也」。**其意言**天下災異之威、動天下之心、開其能爲天以視念者。衆國無堪爲之、惟我周能堪之。彼言文王・武王能顧天耳。大王・王季爲天所祐、已有王跡、是能顧天也⑩。

この「其意言」という用法は、また「其意謂」「其意以爲」とも表現されるが、これらは例を挙げるまでもないであろう。

ただ、以下の表に明らかかなように、「春秋正義」に多くこの用例が見出され、次いで『毛詩正義』と『尚書正義』にその例が見えることからすると、あるいはこの用法もまた劉炫と関わりがあるかも知れない。

其意以爲	0	0	2	0	10	1
其意謂	0	1	1	0	4	1
其意言	1	10	17	0	51	1
易						
書						
詩						
禮						
左						
穀						

① 注

原文のみであるが、再録する。

◎左傳注疏(02-23a・隱公元年伝)

注尸未葬之通稱○正義曰、曲禮下云「在牀曰尸、在棺曰柩」、是其相對言耳。今以既葬乃來而云「不及尸」、知「尸」是未葬之通稱也。葬則尸不復見、未葬猶及見之、故以葬爲限也。釋例曰「喪贈之幣、車馬日贈、貨財日賻、衣服日襚、珠玉日含。然而總謂之贈、故傳曰「贈死不及尸」也」。然則此文雖爲贈發、其實贈・賻・含・襚、總名爲贈。但及未葬皆無所議也。襚以衣尸、含以實口、大斂之後、無所用之、既殯之後猶致之者、示存恩好。不以充用也。

今讀曰、雜記「弔含襚贈臨之等」「未葬則葦席、既葬則蒲席」、是葬後得行。此言「緩」者、禮記後人雜錄、不可與傳同言也。

或可初葬之後則可、久則不許。

② もう一例、『尚書正義』から挙げる。

◎尚書注疏(16-12a・b無逸) 孔安國傳「殷家亦祖其功、故稱祖」

○傳太甲至稱祖○正義曰、傳於中宗云「以敬畏之故、得壽考之福」、高宗之爲政、「小大無怨、故亦享國永年」、於此云「太甲亦以知小人之依、故得久年」、各順其文、而爲之說。其言行善而得長壽、經意三王同也。以其世次顛倒、故解之、云「此以德優劣・立年多少爲先後、故祖甲在太戊・武丁之下」。諸書皆言「太甲」、此言「祖甲」者、「殷家亦祖其功、故稱之祖甲」。與二宗爲類、惟見此篇、必言「祖其功」、亦未知其然。殷之先君有祖乙・祖辛・祖丁、稱祖多矣。或可號之爲祖、未必「祖其功」而存其廟也。

ちなみに、吉川幸次郎『尚書正義定本』(卷十五—十二葉裏)では、傍線部を「殷家亦祖其功。故稱之。祖甲」と句読するが、おそらくは誤りであろう。

③ この疏文では「按昭十年左氏傳云……、彼注云……」とあって、この注が誰の注であるかは不明であるが、最後に「服君誤」と記述されていることよって、これが服虔注であることが分かる。ちなみに筆者の検するところ、『周禮疏』所引の「左伝」注は服虔注が圧倒的に多く、杜預注であることが明白なもの少ない。したがって「注」とのみ記されたものも、すべて服虔注と見て差し支えないようである。

④ 『十三經注疏整理本』(北京大學出版社)の、特に「儀禮注疏」では、たとえば以下の引用例の傍線部を「故宿戒並言、明其別也或可。此是初戒尸、云宿戒尸者、」と句読する例(一〇四二頁)以外にも、「或可」につ

いての誤った句読が多々見られるのは遺憾である。

◎儀禮注疏(47-05少年饋食禮)

「疏」注皆肅至將筮○釋曰、云「皆肅諸官之日」者、解經「宿」是「肅諸官之日」。云「又先肅尸者」、摠解經「前宿一日、宿戒尸」、謂是「肅諸官之日」、前又先肅尸校一日、當祭前二日也。云「重所用爲尸」者、「肅諸官」唯一肅、尸有再肅、是重所用爲尸者故也。云「又爲將筮」者、亦是肅之、使知祭日當來故也。若然、「宿」與「戒」、前後名不同、今合言之者、以前有十日之戒、後有一日之宿、若單言「戒」、嫌同十日、若單言「宿」、嫌同一日、故「宿」「戒」並言、明其別也。或可此是初戒尸、云「宿戒尸」者、故加「宿」字於「戒」上也。

⑤ この疏文に対する劉文淇『左傳舊疏考正』卷三の考証を参考までに引用する。

文淇案ずるに、「今知不然」以下は唐人の駁劉の文章で、前半はすべて光伯の言葉である。光伯は先ず杜預を申べ、後でこれを駁した。また「劉炫用服氏之説以爲、畢萬在周、筮仕於晉」という文章も、やはり「何故辛廖獨爲晉大夫」の下にあつたはずである。しかし唐人の刪削を経て、前後に移動させられているので、(もとの文章を)

審らかに知ることはできない。

包君慎言がいう、「光伯の規杜の文章は受けるところがあらずだ。もし前が光伯《述議》の文章でないなら、光伯の『何得云筮仕於晉』という批判の語は対象を失ってしまう」と。

⑥ ちなみに『尚書正義』中では、「大劉(劉焯)」の六例、「小劉(劉炫)」の四例は両者が区別できるのであるが、「二劉」という表記で二例、そしてこの「劉君」が一例見えており、これらは劉焯・劉炫の区別が不明である。旧拙稿『尚書正義引書索引(一)(二)』(新居浜工業高等専門学校紀要第22・23巻 一九八六・八七)参照。ただし「劉焯・劉炫」の項目には漏れが有って、以上は修正した数である。

⑦ 孫統については『春秋正義』(94-196-208 隱公十一年伝)にも次のような例がある。

周之至爲後○正義曰、賈逵以「宗」爲尊、服虔以「宗盟」爲同宗之盟、孫統以爲「宗伯屬官、掌作盟詛之載辭、故曰宗盟」、杜無明解。盟之尊卑、自有定法、不得言尊盟也。周禮司盟之官、乃是司寇之屬、非宗伯也。唯服之言得其旨也。而孫統難服云「同宗之盟、則無異異姓、何論先後。若通共同盟、則何稱於宗」、**斯不然矣**。天子之盟諸侯、令其獎王室、未聞離逐異姓、獨與同宗者也。但周人貴親、先敘同姓、以其篤於宗族、是故謂之「宗盟」。魯人之爲此言、見其重宗之義。執其「宗盟」之文、即云「無異異姓」、然則公與侯燕、則異姓爲賓、復言族燕、不得有異姓也。孟軻所云「說詩者不以辭害意」、此之謂也。……

⑧ 『尚書正義』(14-102a-b 周書・康誥)から一例挙げる。

傳爲人至不友○正義曰、言「亦」者、以兄弟同等而相亦、所謂「周書云、父子兄弟、罪不相及」、即此文也。不孝罪子、非及於父之輩、理所當然、而周官隣保以比伍相及。而趙商疑而發問、鄭荅云「周禮

太平制、此爲居殷亂而言」、**斯不然矣**。康誥所云、以骨肉之親、得相容隱。故左傳云「父子兄弟、罪不相及」。周禮所云、據陳人相督率之法、故相連獲罪。故今之律令、大功已上、得相容隱、鄰保罪有相及、是也。

この部分を吉川訳では「それを趙商が疑わしく思つて問いを發したところ、鄭玄は、……と答えている。しかしそれはおかしい。康誥の所説は、骨肉の親たるものは、互いに隠し立てたとしてもいいのであつて」(全集本9・426頁)とある。

ちなみに『十三經注疏整理本』(北京大學出版社)の『尚書正義』(四三・五頁上段)では、鄭玄の言葉を以下の全文と見なしている。もちろん「斯不然矣」の用法に気づかない誤りである。

⑨ 劉炫『孝經述議』中から一例挙げる。ただしこれは林秀一氏が輯佚復元した部分ではなく、舟橋家旧蔵の鈔本卷四(一五七・八頁)である。

此云「五刑三千」、而「罪莫大於不孝」、則不孝亦當在三千中矣。或以爲「禮記檀弓云『邾婁定公之時有弑其父者。……』。此事在三千條外」、**斯不然矣**。三千之條、經典亡滅、安知此事在三千外乎。……ちなみに『孝經述議』中(一三六頁)には、「知不然者」という用法が一例見られるので、以下に引用しておく。

或以爲「惡人得志、則君子賢臣不肯從而仕官。傳言『邦无善政、不味食祿』、即論語所謂『邦无道、富且貴焉恥也』、傳意似然」。**知不然**、以訓則昏、謂爲君以訓下也、「得志弗從」、謂不肯從此志也。……

⑩ 吉川幸次郎訳(全集本8・301頁)では以下の通りである。

正義。卓陶は「行為に移し得る」と自分からいい出したところ、禹は「結果として成績があがるだろう」といった。ここはそれをうけて謙遜をしたのであるから、自ずから「まだ心得ていることもなく、考えて善に達することも出来ぬといった」のだとわかるのである。

⑩

岡村繁訳では以下の通りである(『毛詩正義注第一冊』36頁)

〔正義〕この文については、『尚書』多方に、天が殷の紂王の悪逆さのために、あらためて新しい人主を求めた意図を説いて、
 天は惟れ爾多方に求め、大いに動かすに威を以てし、厥の天を
 顧みるを開く。惟れ爾多方は、之を顧みるに堪ふる罔し。惟れ
 我が周王は、(中略)克く徳を用ふるに堪へ、惟れ神天を典る。
 といい、その鄭玄の注に「顧とは、由(二猶)ほ視念(よく見、よく考える)のごときなり」という。

その意味は、「天は、天変地異という威嚇を下し示して天下の人び

との心を動かし、彼らの中で天に代ってよく見、よく考える能力のある人間を啓発しようとしたが、大抵の諸侯たちはそれを実行するに堪えるものがなく、ただ我が周王だけがその任にあたり得る能力があった」という。かの「多方」は、周の文王・武王が「能く天を顧み」たと言っているだけだ。しかし、この「大王」「王季」も、天によって助けられて、とくに王者としての実績をあげていた。それが「能く天を顧みる」ことなのである。